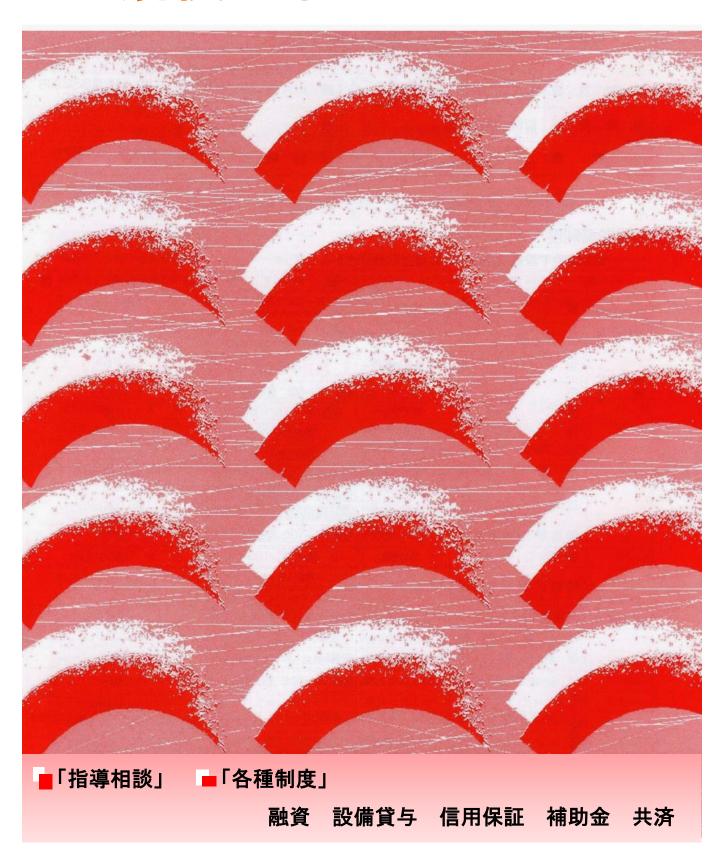
小規模企業のみなさまに





□新型コロナウイルスに関連した支援について

■ 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小・小規模事業者向けの 主な融資制度(経済環境適応資金)

制 度 名	対 象 者	利率	融資期間	限度額	備考
サポート資金 【経営改善等支援】	新型コロナウイルス 感染症の影響により 売上高等が 15%以 上減少し、金融機関 の継続的な伴走支援 を受けながら経営改 善等に取り組む中小 企業者	3年 年1.1%以内 5年 年1.2%以内 7年 年1.3%以内 10年 年1.4%以内	設備・運転 1年超〜 10年以内	4,000 万円	保証料の 0.2%を 超える部分は国が 補助

問い合わせ:愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎(052)954-6333

■ 「新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデル」を策定しました

・新型コロナウイルス感染症に対応したBCP(事業継続計画)の作成を考える中小・小規模企業を支援するためのマニュアルとして、「新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデル」を新たに策定しました。本モデルを、事業継続のためのツールとして、ぜひご活用ください。

※詳細は下記ホームページをご覧ください https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-bcp-model.html

問い合わせ:愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎(052)954-6334

- あいち産業科学技術総合センターが依頼試験手数料と機器貸付料を減免します
 - ・あいち産業科学技術総合センターでは、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている、県内中小企業の皆様の経済的な負担軽減と持続的な研究開発・品質評価の技術支援のため、センターの工業、窯業、食品、繊維の各技術センター・試験場における依頼試験手数料と機器貸付料を昨年度から引き続き 50%減免しています。

<対象企業> 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けたことにより、 関連する公的機関の融資制度を利用している県内の中小企業

> ※適用条件や申込方法など、詳細については、あいち産業科学技術総合センター 下記ホームページをご覧ください。

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/acist/genmen3.html

問い合わせ:あいち産業科学技術総合センター 管理部管理課

豊田市八草町秋合 1267-1 ☎(0561)76-8301

■あいち産業振興機構

「あいち中小企業応援ファンド助成事業 新事業展開応援助成金(一般枠)」 の申請企業を募集します

一新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組を積極的に支援一愛知県では、「あいち中小企業応援ファンド助成事業」を実施するため、公益財団法人あいち産業振興機構に基金を造成し、その基金を活用して、中小企業者等が行う地域資源を活用した新製品(商品)開発、販路拡大などの新事業展開を支援しています。

この度、新事業展開応援助成金(一般枠)の申請企業を募集します。

今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組を積極的に行う 事業者、感染拡大の影響により売上が大幅に減少した事業者については、助成率を引き 上げて実施します。

1 募集の内容

- (1)募集期間 2021年7月1日(木)から7月30日(金)まで
- (2)募集対象 中小企業者等が新事業展開を行う産業分野で、主要地場産業 (繊維、窯業、食品、家具及び伝統的工芸品)以外の分野で行う次の事業
 - ア ①新製品(商品)の開発 ②販路拡大 ③人材育成(①②につながるもの)
 - イ ①新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する新製品(商品)開発
 - ②販路拡大(①につながるもの) ③人材育成(①につながるもの)
 - ※主要地場産業を対象とする新事業展開応援助成金(地場産業枠・農商工連携枠)は、 2021 年 12 月頃の募集を予定していますので、別途御案内します。
- (3)助成(採択)規模 5,000 万円程度
- (4)助成限度額及び助成率
 - ア 助成限度額 50万円以上300万円以内
 - イ 助成率
 - (ア)(2)募集対象アに該当する事業

助成対象事業を実施するために必要な経費の2分の1以内

(ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けた

中小企業者・小規模企業者(売上が大幅に減少した企業)については3分の2以内) ※小規模企業者は助成限度額50万円以上100万円以内で、助成率3分の2以内が

選択できます。

(イ)(2)募集対象イに該当する事業

助成対象事業を実施するために必要な経費の3分の2以内

(5)応募方法

ア 公募要領の配布

公募要領及び交付申請書の様式は、公益財団法人あいち産業振興機構で配布します。 また、同機構の下記Webサイトからもダウンロードできます。

https://www.aibsc.jp/support/1182/

イ 書類提出先

交付申請書に必要書類を添付の上、公益財団法人あいち産業振興機構へ郵送又は 持参にて提出してください。

〇受付時間:平日午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は 2021 年 7 月 30 日(金)午後 5 時 必着とします。

問い合わせ:(公財)あいち産業振興機構

☎ (052) 715−3074

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38

愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 14階

- 専門家派遣の派遣が無料で受けられます。(オンラインでも対応可能です。)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の方に対して 「無料」で専門家の派遣が受けられます。

無料派遣の対象となる中小企業・小規模企業者 (*1・2・3のうちいずれか)

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前々年同月比で50%以上減少している中小企業・小規模企業者(過去において持続化給付金を給付されている企業を含む。)
- 2 新型コロナウイルス感染症に対応する県制度融資の認定を受けている中小企業・ 小規模企業者(過去において認定を受けているものも含む。)

「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」

「愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金」

「新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金」

「サポート資金(【経営あんしん】・【セーフティネット】・【大規模危機】のいずれか)」

- *市町村長の認定は以下のものになります。
- ・セーフティネット保証 4号(2条5項4号)または 5号(2条5項5号)
- •危機関連保証
- 3 国の令和2年度第1次、第2次及び第3次補正予算において措置された新型コロナ 感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業のうち本県が実施した事業を利用した 中小企業・小規模企業者

※詳細は下記ホームページをご覧ください

https://www.aibsc.jp/support/692/

問い合わせ: (公財) あいち産業振興機構 ☎ (052) 715-3070 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 14階

■ 新型コロナウイルスに関連した小規模企業向けの支援について -関連ページのご案内- リンク先:

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyo-seisaku/coronavirus20200203.html

問い合わせ:愛知県経済産業局産業部産業政策課 ☎(052)954-6330

- 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)の 特例措置について
 - ・小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)では、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化した契約者の皆様に、以下のとおり特例措置を講じております。詳細につきましては、中小機構 HP でご確認いただくか、中小機構までお問い合せください。

新型コロナウイルス感染症にかかる小規模企業共済制度の特例措置について

https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_s.html

- 1.特例緊急経営安定貸付けの実施
- 2.契約者貸付けの延滞利子の免除
- 3.掛金の納付期限の延長等
 - (a) 掛金月額の減額
- 4.分割共済金受給者の一括支給(繰上支給)対応

新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置について

https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html

- 1. 共済金の償還(返済)期日の繰下げ
- 2. 一時貸付金の返済猶予
- 3. 掛金の納付期限の延長等
 - (a)掛止めをする
 - (b)掛金月額を減額する

問い合わせ:独立行政法人中小企業基盤整備機構 ☎(050)5541-7171

□融 資

■ 各種融資制度 -経営安定や設備投資のための資金を必要とするとき-

制		度	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		利率	融資期間	限 度 額
112				· 資 金	年1.3%~年1.6%	設備1年超~10年 運転1年超~7年	5,000万円
小規模企業振 興 資	全	全		資 金	年 1.1%~年 1.4%	設備 1 年超~10年 運転 1 年超~7年	2,000 万円 (申込額を含め保証協会保証付き融資 残高が 2,000 万円以内であること)
一 般 事 業 資 金			金	年 1.3%以内(固定)	運転 1 年以内	2億円	
					年 1.4%~年 1.7%	設備 1 年超~10 年 運転 1 年超~7 年	
中小企	主業	組織	強 化	公資 金	商工中金所定	運転1年以内	3 億円
	·	セー:	フティ	ネット	年 1.2(1.1)%~ 年 1.5(1.4)% 責任共有制度対象外資金は ()内の利率	設備・運転 1 年超~10年	8,000 万円
		経営	あん	しん	年 1.2%~年 1.4%	運転1年超~7年	8,000万円
	 -		経済対策特別 (2022年3月31日まで) 条件変更改善		年 1.2%~年 1.5%	設備・運転1年超~10年	1 億円
		条件			年 1.5%~年 1.7%	設備・運転1年超~15年	2億8,000万円
	- 	短期 大規模危機対応 (2021年12月31日まで) 経営改善等支援 (2022年3月31日まで)			金融機関所定(固定)	運転1年以内	3,000 万円
					年 1.1 %~年 1.4%	設備・運転1年超~10年	8,000 万円
					年 1.1%以内~ 年 1.4%以内(固定)	設備・運転1年超~10年	4,000 万円
13	ワ・	ー ア		『資金	年 0.8%以内~ 年 1.3%以内(固定) (一部利子補給あり)	設備1年超~10年 運転1年超~7年 (輸出の募造・加工・集市又は製品等の輸入を 行うための)製産金ごいでは1年以内 補助金つなぎ資金は2年以内)	1億5,000万円 (輸出品の製造・加工・集荷又は製品等の輸入を行うための運転資金については1,500万円、補助金つなぎ資金は交付決定額)
			(立地 地域未:	来投資)	年 1.0%以内~ 年 1.5%以内(固定)	設備 1 年超~15 年 運転 1 年超~7 年	2億円
			情投資仍 ₹3月31		年 1.0%以内~ 年 1.2%以内(固定)	設備 1 年超~10年	1 億 5,000 万円
		(金融	機関提	皇案型)	金融機関所定(固定)	金融機関所定(設備・運転)	金融機関所定
	(クラウト)				年 1.1%以内~ 年 1.3%以内(固定)	設備 1 年超~1 0年 運転 1 年超~7 年	1 億 5,000 万円
創	業		活用 ⁶ 調推進料 支 援		(0.5) (0.8) 年 0.8%~年 1.1% 県のスタートアップ支援事 業による支援を受けた者は ()内の利率	設備 1 年超~1 0年 運転 1 年超~7 年	3,500 万円 (個人が新たに開業する場合で、 2,000万円を超過する金額について は自己資金と同額が限度。)
			再	生	年 1.5%~年 1.7%	設備・運転1年超~15年	2億8,000万円
	生 業 済 援 資	承継	事業	: 承 継	年 1.2(1.0)%以内~ 年 1.5(1.3)%以内 (固定) あいち事業承継ネットワー ク利用者及び事業承継特別 保証の対象者は()内の利率	設備1年超~10年 運転1年超~7年	2億8,000万円
						() > \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	

(注) 利率については 2021 年6月 1 日現在

中小企業組織強化資金を除き、原則として愛知県信用保証協会の信用保証が必要です。 上記の他に、パワーアップ資金【金融機関提案型】等の制度もございます。詳細は下記ホームページをご覧ください。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html

問い合わせ:愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎(052)954-6333

■小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資=(経))

- 小規模事業者の方が無担保・無保証人で経営改善のための資金を必要とするとき-

貸付対象	従業員20人(商業・サービス業は5人) 以下の小規模事業者	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
資金使途	設備資金•運転資金	利 率	年 1.21%
限度額	2,000万円	融資機関	日本政策金融公庫

新型コロナウィルス感染症により影響を受けた方や自然災害等の被害証明書等を受けた方で、要件(※)を満たす場合は下記のとおり拡充されます。

限	度額	2,000 万円+別枠 1,000 万円	利率	当初3年間 年 1.21%-0.5% (別枠の 1,000 万円以内)
				4年目以降 年 1.21%

(注) 利率については 2021 年 6 月 1 日現在

問い合わせ:愛知県商工会連合会

2 (052) 562-0030

各商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会 P.10 参照ください。

□設備貸与

-設備を割賦またはリースで導入したいとき-

割	対 象 企 業	従業員 50 人以下 ※従業員数によって一部要件があります。
賦	限 度 額	100万円~1 億円
制	償 還 期 間	5年又は7年 1年間の据置後、半年賦又は月賦払
度	利率	①年 1.19%②年 1.45% ③年 1.71%④年 1.96%⑤年 2.26%(*) (経営・財務内容に応じて「弾力料率」を適用します。) (商工会議所・商工会でお申込みいただきますと、利率が 0.1%優遇されます。)
IJ	対 象 企 業	従業員 50人以下 ※従業員数によって一部要件があります。
ス	限 度 額	100万円~1 億円
制度	リース期間及び 月額リース料率	3年~7年 月 1.273%~2.941%(*) (経営・財務内容に応じて「弾力料率」を適用します。) (据置期間はありません。商工会議所・商工会でお申込みいただきますと、利率が優遇されます。)

(*)経営革新計画に基づき設備を導入する場合、ISOの認証を取得している場合は利率が優遇されることがあります。

問い合わせ: (公財) あいち産業振興機構 経営支援部 設備投資支援グループ **☎** (052) 715-3067 各商工会議所・商工会 P.10 参照ください。

[※] 新型コロナウイルス感染症関連、令和元年台風 19 号等関連、令和2年7月豪雨関連、東日本大震災関連の各々でご利用いただける要件があります。

□信用保証

資金借り入れのために信用保証を必要とするときー

対 象 者	中小企業者・協同組合等
保証限度額	会社・個人事業者・医療法人等 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (このほかに、経営安定関連保証等については、各々別枠が設けられています)
信用保証料率	一般料率 年 0.45%~年 1.90% (保証制度によって異なりますので、詳しくは保証協会へお問い合わせください)

問い合わせ: 愛知県信用保証協会 名古屋市中村区椿町 7-9 西三河支店 岡崎市上明大寺町 2-13 フリーダイヤル (0120) 454-754

東三河支店 豊橋市大橋通 2-125

☎ (0564) 25−2430 **☎** (0532) 57−5611

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

1 (052) 954-6333

□補助金 小規模事業者経営革新支援事業費補助金

一経営革新計画の承認を受けた小規模事業者の方が同計画に基づき実施する新商品・新技術開発及び 販路開拓等に係る経費の一部を助成しますー

双四 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	る性臭の 中で切灰しよう			
	次の要件すべてを満たす小規模事業者※			
	(1) 県内に本社又は主たる事業所を有すること			
	(2) 中が正来も低古風化本(十成 11 年本) 10 5) 第 5 米第 1 頃に至りる、			
	(3) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと			
補助対象者	(4) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと			
	(5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成 24 年 6 月 29 日			
	付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置の対象となる法人でないこ			
	こと			
補助対象事業	中小企業等経営強化法に基づき県から承認を受けた経営革新計画に従って、当該年度に実施され			
言めバタテス	る事業			
補助要件	 補助金の上限額:100 万円			
IM BJ & II	・ 相切並の工限領・100万円 相助率・3万の2			
補助対象経費	補助対象事業の期間(当該年度内で定める期間)において補助対象事業に関して支出した経費			
THI 101 71 多柱貝	(但し、内容により対象外とする経費あり)			
募集期間	例年4月中旬~5月中旬を予定			
分 木 沏 间				

※ 小規模事業者の定義は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律により次のとおりとします。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20 人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20 人以下

問い合わせ:愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 **☎**(052)954-6335

□共 済

■小規模企業共済制度

一小規模企業の個人事業主、会社等役員などが事業を廃業、役員を退職した場合など、第一線を 退いたときの生活や経営承継の安定を図るため、法律に基づき運営されている「小規模企業経 営者ご自身の退職金制度」です。

加入対象者		.者	常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業は 5 人以下、但しサービス業のうち旅館業・ 娯楽業は 20 人以下)の個人事業主及びその共同経営者、又は会社等の役員。一定規模以下の企業組 合・協業組合及び農事組合法人の役員、工業法人の社員等。
掛		金	毎月の掛金は 1,000 円から 70,000 円まで (500 円単位・加入後の増減額可能)
共支事	済払	金い由	共済金 A…事業廃止(個人事業主の死亡を含む)及び、配偶者や子に事業の全部譲渡、会社等解散、共同経営者で病気・負傷・死亡による退任 共済金 B…会社等役員で病気・負傷・死亡及び 65 歳以上による退任。 老齢給付(個人事業主及びその共同経営者、会社等役員で 65 歳以上で 180 か月以上掛金を納付された方) 準共済金…会社等役員の退任(上記の共済金 B の事由を除く)等 解約手当金…任意(自己都合による)解約、12 か月以上の掛金の滞納等に よる解約 ※掛金を納付した期間によっては掛金が掛け捨てとなります。 (共済金 A・Bは6ヶ月未満、準共済金・解約手当金は 12ヶ月未満の場合に掛 け捨て)
制度	度の特	色	掛金は全額所得控除、共済金は一括受取りの場合は退職所得扱い、分割受取りの場合は公的年金等の雑所得扱い。退職所得扱いの場合、勤続(加入)年数 20 年目までは年 40 万円の所得控除、21 年目以降は年 70 万円の所得控除が受けられます。(一括受取り、分割受取りの併用も可)

※ 小規模企業共済契約者貸付も行っています。

問い合わせ: 愛知県商工会連合会

各商工会議所〔中小企業相談所〕·各商工会 愛知県中小企業団体中央会 総務部 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ☎(052)562-0030 P.10参照ください。 ☎(052)485-6811 ☎(050)5541-7171

■中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)

- 取引先企業の予期しない倒産によって被害を受けた方の連鎖倒産を防止するため、中小企業があらかじめ掛金を積み立てて相互に救済する制度です。 -

加入資格	1年以上事業を行っている中小企業者
掛 金	毎月の掛金は5,000円から200,000円まで(5,000円単位・加入後の増減額可能)
共 済 金貸付事由	取引先企業が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合
貸付条件	共済金貸付額は積立掛金総額の 10 倍の範囲内(最高 8,000 万円) 貸付条件は無担保・無保証人(※共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当 する掛金の権利は消滅します。) 返済期間は貸付額に応じて5年~7年

※ 倒産の定義に「でんさいネットの取引停止処分」「災害によるでんさいの支払不能」が追加されました。

問い合わせ:愛知県商工会連合会

各商工会議所〔中小企業相談所〕·各商工会 愛知県中小企業団体中央会 総務部 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ☎ (052) 562-0030 P.10 参照ください。 ☎ (052) 485-6811 ☎ (050) 5541-7171

□あいち産業振興機構

応援します!あいちの中小・小規模企業

愛知県内の中小・小規模企業を支援するため、愛知県の100%出資のもとに設立された公益法人で、知事から法律に基づき指定された県内唯一の中小企業支援センターです。また、愛知県よろず支援拠点、愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点の運営も行っています。

主な業務

• 経営の総合支援

経営相談(経営、金融、税務、技術、IT、販路開拓、事業承継等)、法律相談、専門家派遣(含むBCP)

・取引先開拓の支援

製造業の中小・小規模企業を対象とした取引の紹介・あっせんや、商談会の開催、下請かけこみ寺(下請取引上の相談)の設置

・ 設備投資の支援

小規模企業者等設備貸与事業(設備の割賦販売・リース)

・創業・新事業の支援

創業プラザあいち(創業相談、創業準備スペースの利用(事前審査あり))、セミナー・講座の開催(あいち創業道場(有料)、土曜集中講座(有料)、女性起業家セミナー、起業家経営ゼミナール、創業ビギナーセミナー)、あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金、三機関協働学び合いプロジェクト(三機関協働支援事業)

・国際ビジネスの支援

国際ビジネス相談、セミナー・講座の開催、海外ビジネスハンズオン支援

•情報提供 • IT 活用支援

インターネットによる情報提供、各種IT セミナー・講座の開催

知的財産に関する支援

外国出願(特許・実用新案・意匠・商標)の支援、開放特許を活用した支援(知的財産活用ビジネス支援事業)

詳しくは、あいち産業振興機構パンフレットをご覧ください。

https://www.aibsc.ip/wp-content/uploads/2020/04/gyoumuannai2021.pdf

問い合わせ:(公財)あいち産業振興機構

総合案内 ☎(052)715-3063

ホームページ https://www.aibsc.jp/

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38

愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 14・15・18 階

□あいち産業労働ガイドブック

・この地域の機関で実施している産業労働に関する様々な施策を、わかりやすく 整理し、紹介したものです。

リンク先: http://www.pref.aichi.jp/sangyo-seisaku/guidebook/index.html

□商工会•商工会議所

経営支援	税務・経理・労務・BCP(事業継続計画)等の各種経営相談および講習会 弁護士等による専門相談 経営安定(倒産防止)相談 マル経融資のあっせん 記帳指導、労働保険事務代行、小規模企業共済事務 国・県等の各種制度・補 助金に関する相談
技 術	技術向上のための情報提供各種講習会、研修会
事務	工業系の診断士による専門相談 簿記講座 パソコン講習 各種技能講習 若手経営者・後継者研修

∾∞ペッ 県内の商工会議所・商工会の連絡先 ∾∞ペッ

商工会議所名	電話	商工会議所名	電話	商工会議所名	電話
名古屋商工会議所	(052)223-5756	津島商工会議所	(0567)28-2800	安城商工会議所	(0566)76-5175
一宮商工会議所	(0586)72-4611	半田商工会議所	(0569)21-0311	西尾商工会議所	(0563)56-5151
瀬戸商工会議所	(0561)82-3123	常滑商工会議所	(0569)34-3200	豊田商工会議所	(0565)32-4567
春日井商工会議所	(0568)81-4141	東海商工会議所	(0562)33-2811	豊橋商工会議所	(0532)53-7211
犬山商工会議所	(0568)62-5233	大府商工会議所	(0562)47-5000	豊川商工会議所	(0533)86-4101
江南商工会議所	(0587)55-6245	岡崎商工会議所	(0564)53-6161	蒲郡商工会議所	(0533)68-7171
小牧商工会議所	(0568)72-1111	碧南商工会議所	(0566)41-1100		
稲沢商工会議所	(0587)81-5000	刈谷商工会議所	(0566)21-0370		

商工会名	電話	商工会名	電話	商工会名	電話
守山商工会	(052)791-2500	大治町商工会	(052)442-4511	岡崎市ぬかた商工会	(0564)82-3077
鳴海商工会	(052)896-3331	蟹江町商工会	(0567)95-1809	みよし商工会	(0561)34-1234
有 松 商 工 会	(052)621-0178	飛島村商工会	(0567)52-1002	藤岡商工会	(0565)76-2612
尾西商工会	(0586)62-9111	弥富市商工会	(0567)65-3100	小原商工会	(0565)65-2540
尾張旭市商工会	(0561)53-7111	愛西市商工会	(0567)24-6122	足助商工会	(0565)62-0480
岩倉市商工会	(0587)66-3400	知多市商工会	(0562)55-0700	下山商工会	(0565)90-2602
豊明市商工会	(0562)93-6666	阿久比町商工会	(0569)48-7085	旭 商 工 会	(0565)68-2620
東郷町商工会	(0561)38-0821	東浦町商工会	(0562)83-6123	稲武商工会	(0565)82-2640
日進市商工会	(0561)73-8000	内 海 商 工 会	(0569)62-0403	新城市商工会	(0536)22-1778
長久手市商工会	(0561)62-7111	豊浜商工会	(0569)65-0004	設 楽 町 商 工 会	(0536)62-0004
豊山町商工会	(0568)28-3800	師崎商工会	(0569)63-0349	東栄町商工会	(0536)76-0530
北名古屋市商工会	(0568)25-0001	美浜町商工会	(0569)82-3951	津具商工会	(0536)83-2114
清須市商工会	(052)400-3008	武豊町商工会	(0569)73-1100	豊根村商工会	(0536)85-1033
大口町商工会	(0587)95-2557	岡崎市六ツ美商工会	(0564)43-2502	音羽商工会	(0533)88-2881
扶桑町商工会	(0587)93-5111	知立市商工会	(0566)81-0904	一宮商工会	(0533)93-2088
祖父江町商工会	(0587)97-5800	高浜市商工会	(0566)53-1827	小坂井商工会	(0533)78-3333
平和町商工会	(0567)46-0031	一色町商工会	(0563)72-8276	御津町商工会	(0533)76-3737
木曽川商工会	(0586)87-3618	西尾みなみ商工会	(0563)32-1141	田原市商工会	(0531)22-6666
あま市商工会	(052)442-8831	幸田町商工会	(0564)62-0120	渥 美 商 工 会	(0531)33-0441

愛知県商工会議所連合会 ☎(052)223-5610 https://www.aichipf-cci.jp/

愛知県商工会連合会 ☎(052) 562-0030 http://www.aichipfsci.jp/

お気軽にご利用ください

経営について相談したいとき

金融・税務・労務・経理・記帳・BCP(事業継続計画)などの指導・あっせん 商工会議所〔中小企業相談所〕•各商工会 P.10 参照ください。

金融・融資について相談したいとき

県融資制度全般について

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎(052)954-6333

信用保証について

愛知県信用保証協会 総合相談窓口

☎ 0120−454−754

設備投資について相談したい

設備貸与制度について

(公財) あいち産業振興機構

経営支援部 設備投資支援グループ (愛知県産業労働センター14階)

☎ (052) 715−3067

ホームページ https://www.aibsc.jp/support/1214/

創業について相談したいとき

創業コーディネーターによる相談

創業準備スペース及び交流・情報提供スペースの提供

(公財) あいち産業振興機構

新事業支援部 創業・新事業育成グループ (愛知県産業労働センター14階)

2 (052) 715-3075

ホームページ https://www.aibsc.ip/

電子メール info-shinjigyo@aibsc.jp

専門家による相談・助言を受けたいとき

よろず支援拠点コーディネーターによる相談

愛知県よろず支援拠点(愛知県産業労働センター14階) 雷(052)715-3188 マネージャーによる相談

(公財) あいち産業振興機構

統括・担当マネージャー(愛知県産業労働センター14階) **☎**(052)715-3071 弁護士による法律相談(月4回)

経営・技術専門家派遣(中小企業1/3、小規模企業1/5自己負担<新型コロナウイルス感 染症の影響を受けている事業者の方で要件を満たす場合は無料>) 専門家による経営診断

(公財) あいち産業振興機構

経営支援部 経営アドバイスグループ(愛知県産業労働センター14 階)

☎ (052) 715−3070

ホームページ https://www.aibsc.jp 電子メール info-advice@aibsc.jp

事業承継について相談したいとき

事業承継全般について

愛知県事業承継・引継ぎ支援センター

☎ (052) 228−7117

事業承継税制について

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

a (052) 954-6332

経営・技術情報を入手したいとき

メールマガジンの発行、インターネットによる情報提供

(公財) あいち産業振興機構

情報・国際ビジネス部 情報推進グループ (愛知県産業労働センター14階)

2 (052) 715-3064

ホームページ https://www.aibsc.ip/

電子メール info-joho@aibsc.jp

インターネットによる技術情報の提供

あいち産業科学技術総合センター

2 (0561) 76-8301

ホームページ http://www.aichi-inst.jp/

電子メール acist@pref.aichi.lg.jp

組合の設立など組織化を図りたいとき

組合設立・運営の相談・指導など

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

愛知県中小企業団体中央会

愛知県商店街振興組合連合会

1 (052) 954-6334

1 (052) 485-6811

(052) 563-0550

取引について相談したいとき

取引の紹介・あっせん

(公財) あいち産業振興機構 経営支援部 取引振興グループ(愛知県産業労働センター14階)

☎(052)715−3068

ホームページ https://www.aibsc.jp/support/698

電子メール info-torihiki@aibsc.ip

下請取引上の相談

(公財) あいち産業振興機構 下請かけこみ寺(愛知県産業労働センター14階)

☎0120-418-618

ホームページ https://www.aibsc.jp/support/263/

試験研究機関に技術相談をしたいとき

あいち産業科学技術総合センター共同研究支援部 高度計測機器分析•

丁業一般•••• あいち産業科学技術総合センター産業技術センター

あいち産業科学技術総合センター産業技術センター常滑窯業試験場 ☎(0569)35-5151

あいち産業科学技術総合センター産業技術センター三河窯業試験場 ☎(0566)41-0410

あいち産業科学技術総合センター産業技術センター瀬戸窯業試験場 ☎(0561)21-2116

あいち産業科学技術総合センター食品工業技術センター 食品・・・・・

あいち産業科学技術総合センター尾張繊維技術センター

あいち産業科学技術総合センター三河繊維技術センター

1 (0561) 76-8315

1 (0566) 24-1841

2 (052) 325-8091

☎ (0586) 45−7871

☎ (0533) 59−7146

共済制度の加入について相談したいとき

愛知県商工会連合会 各商工会議所〔中小企業相談所〕•各商工会 愛知県中小企業団体中央会 総務部 独立行政法人中小企業基盤整備機構

雹 (052) 562-0030 P.10 参照ください。

圍(052)485-6811

園 (050) 5541-7171